

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2017年5月4日～2017年5月10日)

平成 29 年(2017 年)5 月 12 日

H	E	A	D	L	I	N	E	S	
政治 ドゥダ大統領の憲法改正に関する国民投票実施の意向への様々な反応 市民プラットフォーム(PO), ワルシャワ市内で「自由行進」デモを実施 ヴァシチコフスキ外相, ポーランドの法の支配の状況に関する欧州委員会報告書を批判 ヴァシチコフスキ外相, オーストラリア訪問 国防次官, 国防戦略を国防大臣に提出 タミーム・カタール首長の当国訪問 国防大臣, 米国防長官と電話会談 国防副大臣, 米陸軍長官と会談 大統領, 参謀総長を正式に承認 ドゥダ大統領, マクロン仏次期大統領へ祝電 ドゥダ大統領, エチオピア訪問 シドゥウォ首相, バルト三国及びポーランド首相会合出席 ポーランド・ポルトガル外相会談 参謀総長, 北欧参謀長会議に参加 米国防長官, バルト諸国へのパトリオットの展開の可能性を示唆 経済 中央空港特別代表の任命 移民ポーランド人の送金額増加 日本の対ポーランド投資に関するPAiH長官発言 4月の新車登録台数が増加 LOT元CEOがケニア航空CEOに就任 シェラゴルダ鉱山開発は継続 ショパン空港の乗降客数増加 ポーランドは石炭ゼロにはならない 大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 G7サミット安全対策に伴うイタリア側国境におけるシェンゲン協定国との出入国管理に関する注意 パスポートダウンロード申請書のご案内 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事 ポーランド日本国大使館 ul.Szwolczerow 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm									【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります！ 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

政 治

内 政

ドゥダ大統領の憲法改正に関する国民投票実施の意向への様々な反応【4日】

3日の憲法記念日の記念式典にてドゥダ大統領が来年に憲法改正に関する国民投票を実施したい旨述べたことを受け、与野党関係者の中では様々な反応が見られた。ヴィテク首相府大臣は憲法改正に関する国民投票は与党PiSが提唱しているものであるとの認識を示し、カルチェフスキ上院議長も右提案は検討に値する旨述べた。一方、ビエラン上院副議長が右提案につきメディアで初めて知った旨述べるなど、一部PiS関係者の中には驚きを示す者もいた。最大野党・市民プラットフォーム(PO)のスヘティナ党首は、ドゥダ大統領及びPiSは憲法法廷を提唱するのに最も相応しくない存在である旨述べた。

市民プラットフォーム(PO)、ワルシャワ市内で「自由行進」デモを実施【6日】

6日、最大野党・市民プラットフォーム(PO)がワルシャワ市内にて「自由行進」と題するデモを実施し、PO関係者の他に、ペトゥル「近代」党首、コシニャク＝カミシュ農民党(PSL)党首、民主主義擁護委員会(KOD)関係者等約9万人(ワルシャワ市発表、警察発表は1万2千人)が参加した。スヘティナPO党

首は、演説にて、今後の選挙にて与党「法と正義」(PiS)に勝利するには野党の結束が重要である旨強調した。一方、カチンスキPiS党首は同日、現在のポーランドには自由がある、警察の警備の下でデモが自由に行われていることがその何よりの証拠である旨述べた。

ヴァシチコフスキ外相、ポーランドの法の支配の状況に関する欧州委員会報告書を批判【10日】

10日、ヴァシチコフスキ外相は、16日のEU総務理事会で議論される予定のポーランドの法の支配の状況に関しティーマーマンス欧州委員会筆頭副委員長が作成した報告書につき、内容が偏ったものであり、ポーランド政府として同報告書に回答する旨述べた。欧州委員会は、ポーランドの憲法法廷を巡る状況等につき「法の支配メカニズム」を始動しており、同メカニズムの次の一步としてEU総務理事会における議論の実施を求めている。また、この関連で、9日付A P通信は、ジュネーブで開催された国連人権理事会にて、米国等からポーランドの司法及びメディアの独立性を巡る現状等への懸念が示された旨報じている。

外交・安全保障

ヴァシチコフスキ外相、オーストラリア訪問【1-2日】

1-2日、ヴァシチコフスキ外相は、オーストラリアを訪問し、ビショップ・オーストラリア外相及びハーリー・ニューサウスウェールズ州総督等と会談した他、欧州・オーストラリア・ビジネス評議会の代表者との会合及び大学で講演等を行った。

国防次官、国防戦略を国防大臣に提出【4日】

4日、シャトコフスキ国防次官は、今後15年間を対象とする国防戦略をマチェレヴィチ国防大臣に提出した。同戦略は、装備調達や訓練計画等の内容を含み、主要な内容は秘文書に指定される。

タミーム・カタール首長の当国訪問【5日】

5日、ドゥダ大統領及びシドウオ首相は、ポーランドを公式訪問中のタミーム・カタール首長と会談し、二国間関係、経済関係の強化及び中東和平プロセスについて意見交換した。又、同日にワルシャワにて同首長出席のもとポーランド・カタール経済フォーラムが開催された。

国防大臣、米国防長官と電話会談【5日】

5日、マチェレヴィチ国防大臣は、マティス米国防長官と約30分の電話会談を行い、東方境界の安全保障情勢、米軍の展開状況、ウクライナ情勢、テロ、北朝鮮情勢等について意見交換を行い、エルブロングの北東多国籍師団司令部の創設への米国の支援、2018年以降の米軍のローテーション展開の継続等について要望した。また、同米国防長官は、同大臣の訪米と二国間会談の開催を呼びかけた。

国防副大臣、米陸軍長官と会談【5日】

5日、コブナツキ国防副大臣及びシャトコフスキ国防次官は、ポーランド訪問中のスピア米陸軍長官と会談を行い、欧州の安全保障への米国の貢献、二国間協力の強化、NATO を通じた関係強化、米陸軍師団司令部のボズナンへの新設、弾道ミサイル防衛システム等の防衛技術協力等について意見交換を行った。

大統領、参謀総長を正式に承認【5日】

5日、ドゥダ大統領は、スラフスキ中將の参謀総長への承認文書に署名し、同中將は正式に参謀総長に任命された。参謀総長は、大統領及び国防大臣の

指揮を補佐するだけでなく、戦時においては全軍に対する指揮権を持つ。

ドゥダ大統領、マクロン仏次期大統領へ祝電【7日】

7日、ドゥダ大統領は、7日に実施された仏大統領選挙にて当選したマクロン仏次期大統領宛に、両国は何百年にも及ぶ協力と友好の絆で結ばれており、今後も共にその伝統を継続出来ると確信している旨の祝電を発出した。

ドゥダ大統領、エチオピア訪問【7-9日】

7-9日、ドゥダ大統領は、エチオピアを訪問し、テシヨメ・ウィルデトゥ・エチオピア大統領と会談し、二国間関係につき意見交換した他、アフリカ連合にて会合に出席した。

シドゥウオ首相、バルト三国及びポーランド首相会合出席【8日】

8日、シドゥウオ首相は、タリンにて開催されたポーランド及びバルト三国の首相会合に出席し、地域安全保障及び欧州の将来について意見交換した。

ポーランド・ポルトガル外相会談【9日】

9日、ヴァシチコフスキ外相は、ワルシャワにおいて、シルヴァ・ポルトガル外相と会談し、二国間関係、BREXIT、ロシア・ウクライナ紛争及び南方の脅威を含めた欧州の課題について意見交換した。

参謀総長、北欧参謀長会議に参加【9-10日】

9-10日、参謀総長スワフスキ中将は、北欧参謀長会議(VCHOD)に参加し、欧州情勢、テロ、ミサイル防衛等について意見交換を行った。同会議には、北欧諸国、バルト諸国の他、米国、独、ポーランドが参加した。

米国防長官、バルト諸国へのパトリオットの展開の可能性を示唆【10日】

10日、マティス米国防長官は、リトアニアを訪問し、ロシアによるミサイルの配備等による不安定化と9月に予定されるザーパド2017演習の脅威認識について言及すると共に、バルト諸国へのパトリオットミサイル防衛システムの一時展開の可能性について示唆した。

経 済

経済政策

中央空港特別代表の任命【9日】

政府がワルシャワとウッチの間に建設を計画している中央空港の特別代表に、ミコライ・ヴィルド元国有財産大臣が任命された。ヴィルド氏は空港プロジ

ェクトの法的条件や投資について監督する。シドゥウオ首相は訪中にヴィルド氏を同行させる予定とインタビューで述べている。

マクロ経済動向・統計

移民ポーランド人の送金額増加【5日】

中央銀行(NBP)によれば、ポーランド人移民の母国への2016年第4四半期の送金額は、対前年同期比で1億ズロチ増の42億ズロチとなった。短期移民からの送金が2億ズロチ増えたのに対し、長期移民からの送金は1億ズロチ減少している。短期移民の送金額の増加が最も大きいのはドイツとノルウェーであり、長期移民の送金額の減少が最も大きいのは英国とされる。

日本の対ポーランド投資に関するPAiH長官発言【11日】

ピシュラ貿易・投資庁(PAiH)長官は、PAiHが関与した対ポーランド投資プロジェクトの中で件数・額面とも米が最大の投資国であるが、額面についてはドイツに替わり日本が二番目の投資国となったと発言した。ポーランドに対する信頼が投資額の増加につながったと述べている。

ポーランド産業動向

4月の新車登録台数が増加【5日】

自動車産業専門調査会社 SAMAR によると、2017年4月の新車(乗用車及び商用車)登録台数は39,479台となり、前年同月比で14.37%の伸びを示した。今年第1四半期の登録台数については165,460台と前年同期比で18.85%の伸びを示している。

LOT元CEOがケニア航空CEOに就任【8日】

ミコシュ・ポーランド航空(LOT)は、同社元CEOが、6月1日からケニア・エアウェーブス航空のCEOに就任する予定と発表した。経営立て直しと労使関係の改善に専念する予定とのこと。

シエラゴルダ鉱山開発は継続【9日】

ポーランド精銅社(KGHM)のドマガルスキCEOは、チリ・シエラゴルダ銅山での採掘計画に関し、当初計画されていた第2段階の開発には進まないと述べた。現在進められている第1フェーズにおける生産を増やすことに集中するという。同CEOによれば、現地の状況は改善しつつあり、KGHM本社からの増資は必要ないと述べた。

ショパン空港の乗降客数増加【10日】

ワルシャワ・ショパン空港によれば、2017年1月～4月の乗降客数は410万人で対前年同期比で27%増加した。ポーランド航空(LOT)をはじめとする各社による航空路の増設が主な要因としている。

エネルギー・環境**ポーランドは石炭ゼロにはならない【10日】**

カトヴィツェで開催された欧州経済会議に出席したトフジェフスキ・エネルギー大臣は、シェフチョビチ欧州委員が域内の石炭火力を2050年にゼロとしたい旨発言したことに対し、ポーランドとしてはエネルギーミックスにおける石炭依存をゼロにするこ

とはできない、50%までの引き下げることとはできるかも知れないが、そのためには経済成長を維持しつつ、失業を増やさずに実行するには、2000億ズロチのコストという多大なる努力が必要であると述べた。

大使館からのお知らせ**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先をご覧ください。

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure.asp?id=173>

G7サミット安全対策に伴うイタリア側国境におけるシェンゲン協定国との出入国管理に関する注意

現在、イタリアとシェンゲン協定国との間での出入国管理については、シェンゲン協定により簡易措置が講じられていますが、4日、イタリア国家警察は、5月26日及び27日の両日に開催されるG7タオルミーナ・サミットの安全対策の一環として、イタリア側国境におけるシェンゲン協定国との出入国管理を一時的に再開する旨公表しました。

イタリア側国境におけるシェンゲン協定国との間の出入国管理の再開は、5月10日から、5月30日24時まで継続されます。

今回のイタリア側国境における出入国管理の一時再開の措置によって、シェンゲン協定国との出入国については身分事項や滞在許可の確認が行われることが予想されることから、空路のみならず、車、列車、船等で国境を越える際には、滞在許可証等に加え、必ず旅券を携行してください。詳しくは下記リンク先をご覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2017C098.html

パスポートダウンロード申請書のご案内

本年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、ご自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先をご覧ください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page3_001509.html

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報：<https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584- 73 00，Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp，住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【予定】日本の子供の日【5月21日(日)】

ワルシャワ市にて、ちびワル主催による『日本の子供の日』が開催されます。日本で祝う子供の日の紹介及び子供向けのワークショップが予定されています。

開催場所：ワルシャワ市，Atelier Powiśle, Wybrzeże Kościuszkowskie 45

詳細：<https://www.facebook.com/fundacjachibiwaru/>

【予定】国際オープン極真空手選手権 レスコ市長カップ【5月27日(土)】

レスコ市にて、レスコ市極真空手文化センター主催による『国際オープン極真空手選手権 レスコ市長カップ』が開催されます。

開催場所：西ポモージェ県，レスコ市，ul. Wojska Polskiego 16

詳細：<https://www.facebook.com/events/734605460054365/>

【予定】第5回日本祭り「Matsuri - Piknik z Kulturą Japońską」【6月3日(土)11時30分～19時】

ポーランド商工会，日本人会，日本大使館主催による第5回「日本祭り」がワルシャワのスウジェフ文化センターで開催されます。和太鼓，舞踊，伝統音楽からポップまで様々なステージ演目，武道，着付け，書道，マンガ，生け花，けん玉等のワークショップ・展示など日本をまるごと体験できます。その他に，観光情報コーナーや企業展示，日本食の販売なども予定されています。入場無料。

開催場所：ワルシャワ，Służewski Dom Kultury，ul. Jana Sebastiana Bacha 15

詳細：

フェイスブック <https://www.facebook.com/MatsuriPiknikJaponski>

ウェブサイト <http://www.pl.emb-japan.go.jp/matsuri.html>

【予定】第18回ポーランドジュニア剣道選手権・第13回ポーランド青年剣道選手権・第3回ポーランド子供剣道選手権【6月3日(土)】

ビドゴシチ市にて、ビドゴシチ剣道・居合道・杖道協会主催による『第18回ポーランドジュニア剣道選手権・第13回ポーランド青年剣道選手権・第3回ポーランド子供剣道選手権』が開催されます。

開催場所：クヤヴィーポモージェ県，ビドゴシチ市，Zespół Szkół nr 10, ul. Karłowicza 2

詳細：<http://www.kendo.bydgoszcz.pl/>

【予定】第2回国際極真空手選手権大会 IKO Białystok 2017【6月10日(土)】

ビャウイストク市にて、ビャウイストク空手極真クラブ「カンク」主催による『第2回国際極真空手選手権大会 IKO Białystok 2017』が開催されます。

開催場所：ポドラシェ県，ビャウイストク市，ul. Ks. Suchowolca 26

詳細：<http://kyokushin.bialystok.pl/>

【予定】第7回国際空手選手権大会 Polish Open 「Galizia Cup」【6月10日(土)】

レジャイスク市にて、レジャイスク極真空手クラブ主催による『第7回国際空手選手権大会 Polish Open 「Galizia Cup」』が開催されます。

開催場所：レジャイスク県，レジャイスク市，ul. Skłodowskiej 6

詳細: <http://www.karate.lezajsk.pl/>

この資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やおすすめイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまでご連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますのでご了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先メールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のアドレスまでご連絡ください。

大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

[在ポーランド日本国大使館 news@mail.wr.mofa.go.jp](mailto:news@mail.wr.mofa.go.jp)（ご連絡は電子メールでお願いします。）